

議案第101号

公の施設の指定管理者の指定について（灘いきがい創造センター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
南あわじ市灘いきがい創造センター
- 2 指定管理者となる団体
所在地 南あわじ市灘黒岩359番地1
名 称 灘いきがい創造センター利用推進協議会
会長 
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

【灘いきがい創造センター】

指定管理者候補者選定に関する資料

指定管理者指定申請書（写）	．．．．．	P 1
指定管理者指定申請添付資料	．．．．．	P 2
指定管理業務にかかる協定書（案）	．．．．．	P 3

指定管理者指定申請書

令和 6 年 10 月 20 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

所 在 地 南あわじ市灘黒岩 3 5 9 番地 1

名 称 南あわじ市灘いきがい創造センター

申 請 団 体 灘いきがい創造センター利用推進

代表者の氏名

電 話 番 号 (

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

指定を受けようとする団体	名 称	灘いきがい創造センター利用推進協議会
	事務所の所在地	南あわじ市灘黒岩 3 5 9 番地 1
管理を行おうとする公の施設の名称	南あわじ市灘いきがい創造センター	
添 付 書 類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の概要説明書 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の活動実績書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
(事務処理欄)		

施設名称	南あわじ市灘いきがい創造センター
------	------------------

1 団体の概要

団体名称：灘いきがい創造センター利用推進協議会
 団体代表者：会長 XXXXXXXXXX
 団体概要：主として以下のものを構成員として運営

- ・灘地区内で活動する文化サークル・団体等からの代表者
- ・灘地区老人クラブからの代表者
- ・灘地区連合自治会からの代表者
- ・灘いきがい創造センターで活動するグループからの代表者

2 団体の活動実績

○地域高齢者の健康増進、教養の向上、休養及びレクリエーション活動
 いきいき 100 歳体操、地元特産品のびわを使ったジャムづくり教室など

○地域内各種団体と連携した活動
 灘地区老人クラブのボランティア活動拠点
 （ロングライド振舞い食の仕込み製造等）

○その他、地域間交流活動
 淡路島ウォーク、論鶴羽登山等交流イベントの中継地点としての協力 など

3 管理を行う施設の事業計画

- 1) 管理運営の基本方針
 設置目的である、高齢者の健康増進及び教養の向上を図るとともにレクリエーションの場を提供するため、適正かつ円滑に運営できるよう管理していく。
- 2) 管理運営体制
 灘いきがい創造センター利用推進協議会の構成役員をもって、管理運営していく
- 3) 緊急時の連絡体制
 上記2) の体制において、市や灘地区公民館との連携調整を図る。また災害時等における避難所として付近住民により即時解放できる体制も整える。
- 4) 設置目的のための取り組み
 地域高齢者のコミュニティの醸成、地域発展のためのコミュニティ活動に取り組む

南あわじ市灘いきがい創造センターの管理運営に関する協定書(案)

施設名：灘いきがい創造センター

所在地：南あわじ市灘黒岩 359 番地 1

南あわじ市（以下「市」という。）と灘いきがい創造センター利用推進協議会（以下「指定管理者」という。）とは、南あわじ市灘いきがい創造センター（以下「施設」という。）の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、南あわじ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 206 号）第 7 条の規定に基づき、次の事項により協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、南あわじ市灘いきがい創造センター条例（平成 17 年南あわじ市条例第 104 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定により指定管理者に指定された指定管理者が行う施設の管理業務に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第 2 条 市は、高齢者のいきがいを創世し、高齢者が積極的な社会参加の機会及び場をすることにより、地域住民相互のふれあいと住民の連携意識を深め地域の活性化を図るために管理してきた施設の設置理念に基づき行う管理業務を効果的かつ効率的に実施するため、条例第 8 条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 施設の使用の許可及び維持管理に関すること
- (2) 施設の利用者がその建物又は附属設備等を破損し、又は滅失したときにおける損害賠償の手続に関すること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

（指定管理者の責務）

第 3 条 指定管理者は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、施設が適正かつ円滑に運営されるように管理しなければならない。

- 2 指定管理者は施設を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。
- 4 指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

（指定の期間）

第 4 条 市が指定管理者に指定管理者として指定する期間は、令和 7 年 4 月 1 日か

ら令和9年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(利用料金)

第5条 指定管理者は、施設に係る利用料金を条例第5条に定めるとおりとし、当該指定管理者の収入として収受する。
とする。

(事業報告)

第6条 指定管理者は、実施した事業の内容及び実績について、毎事業年度終了後5月31日までに、管理業務に係る事業報告書を市に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。ただし、市が指示したときは、当該方法によるものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 使用料(利用料)の収入の実績
- (4) 管理経費の収支決算
- (5) その他市が必要と認める事項

3 指定管理者は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

4 市は、管理業務の適正を期するため、指定管理者に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理料)

第7条 指定管理者が第2条に規定する管理業務に対する指定管理料の額は、年間金250,000円(2年間あたり500,000円、消費税及び地方消費税含む。)とする。

2 市は前項に規定する指定管理料を、指定管理者より請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

(管理経費)

第8条 施設にかかる管理経費については、すべて管理者の負担とする。

(施設修繕等)

第9条 地域集会施設及び設備機器等の修繕等については、指定管理者と市が協議の上、実施するものとする。

(緊急時の対応)

第10条 指定期間中、管理業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、指定管理者は市と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(市による指定の取り消し)

第11条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部を停止させることができる。

- (1) 本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 管理業務の実施に際し不正行為があったとき
- (3) 管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき
- (4) 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき
- (5) 前各号の他指定管理者が施設の管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき

2 市は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとするときには、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、次の事項について指定管理者と協議を行わなければならない。

- (1) 指定の取り消しの理由
- (2) 指定管理者による改善策の提示と指定の取り消しまでの猶予期間の設定
- (3) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者による指定の取り消しの申出)

第12条 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合、市に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 市が本協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき
- (2) 市の責に帰すべき事由により指定管理者が損害又は損失を被ったとき
- (3) その他指定管理者が必要と認めるとき

2 市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその措置を決定するものとする。

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備機器等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市の承認を得た場合は、この限りではない。

(損害賠償等)

第14条 指定管理者は、施設の管理業務の履行にあたり、又は指定管理者の指定が取り消された場合において、指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めるときは、市はその全部又は一部を免除することができるものとする。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 15 条 指定管理者は、この協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(一括再委託等の禁止)

第 16 条 指定管理者は、管理業務の全部又はその主たる業務を一括して第三者に下請けさせ、又は再委託することはできない。

(第三者による実施)

第 17 条 指定管理者は、管理業務を自ら行うものとし、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に市の書面による承諾を得た場合及び市が認める設備機器等の保守点検業務については、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 18 条 指定管理者は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を厳守しなければならない。

(協定の改定)

第 19 条 施設の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、市と指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。

(疑義等についての協議)

第 20 条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に特別の定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、市及び指定管理者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

南あわじ市 兵庫県南あわじ市市善光寺 2 2 番地 1

南あわじ市長 守本 憲 弘 ⑩

指定管理者 兵庫県南あわじ市灘黒岩 3 5 9 番地 1

灘いきがい創造センター利用推進協議会長

⑩

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、この協定による個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 指定管理者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。なお、個人情報の保護については、指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても遵守するものとする。

(再委託の禁止)

第3条 指定管理者は、この協定による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは市の承諾を得るものとする。

(目的外収集・利用の禁止)

第4条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5条 指定管理者は、この協定による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため市から提供された個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第7条 指定管理者は、この協定による事務を処理するため市から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。指定管理者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(資料等の返還等)

第8条 指定管理者は、この協定による事務を処理するために、市から提供を受け、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この指定期間満了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9条 指定管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第10条 指定管理者が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、指定管理者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。